

◎よくあるご質問

(申請資格)

Q:個人として出し、団体としても出すことはできますか？

A:同一人物が、複数申請することはできません。いずれかで申請して下さい。

Q:「①文化芸術普及活動助成」に個人として採択された助成実績がある場合、団体として次年度以降に申請はできますか(またはその逆)？

A:その個人が団体の代表者である場合は、助成実績があるとみなしますので、申請不可となります。

Q:実行委員として、同一人物が異なる活動に関わることは可能ですか？

A:実行委員会形式の場合は、中核となる団体を明記していただきますが、その中核となる団体の代表者が同一である場合、複数に申請することはできません。

Q:福岡市の他の補助金または助成金と併用できますか。

A:できません。当助成金以外に福岡市または福岡市文化芸術振興財団から補助金または助成金の交付を受けているものは対象外となります。その他、国等の補助金または助成金の交付を受けている場合は対象となりますが、収支予算書、収支決算書に必ず計上してください。

(ジャンル、内容)

Q:ジャンルが複数にまたがっているのですが、どうすればよいですか？

A:要素の強い方で、いずれか1ジャンルを選んで申請してください。審査は、そのジャンルの専門員が行います。

Q:ジャンルがどれにも当てはまらない場合は、どうすればよいですか？

A:「その他」のジャンルを設けています。迷われる場合は、事前にご相談ください。

Q:団体規約がないのですが、個人で出していいですか？

A:活動そのものが団体によるものとなる場合は、必ず団体として申請してください。団体規約を有していない場合は団体として認められません。

Q:美術の展示会で作品を売るのが通常ですが、営利目的となりますか？

A:作品を売るのが主目的ではなく、あくまで展示して一般の方に観ていただくのが主目的であれば申請可能です。作品を売る場合は、売上見込額を収入として計上してください。なお、結果的に売上が見込みより多く、黒字となった場合は助成額が0円となります。

(対象経費について)

Q:申請団体の構成員の出演料、交通費などは対象経費となりますか？

A:対象経費となります。令和2年度から助成対象経費としております。

Q:演劇などで、公演に向けた稽古のため、練習場を借りる場合、対象経費となりますか？

A:助成対象となっている公演に向けてのものか確認が難しいため、稽古や練習に関する経費は認められません。ただし、ゲネプロ(通し総稽古)は1日分まで対象となります。